（別紙２）

需要家保護に関する事項

本供給条件の適用を希望する需要バランシンググループにおいて、需要家保護要件を満たすべき契約者は以下（イ）から（ハ）までのとおり。

（イ）新型コロナウイルス感染症拡大に伴う柔軟な対応を実施すべき契約者

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

※１行につき１事業者名を記載することとし、欄が不足する場合は適宜追加すること

（ロ）市場連動型メニューに対する柔軟な対応を実施すべき契約者

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

※１行につき１事業者名を記載することとし、欄が不足する場合は適宜追加　すること

（ハ）代表契約者以外の契約者に対する柔軟な対応を実施すべき契約者

（＝代表契約者）

|  |
| --- |
|  |

上記（イ）から（ハ）までの対応を実施していることが分かる契約者のホームページや料金明細書等の写し等をあわせて添付の上、提出すること。